

第3期岩手県耐震改修促進計画

令和3年3月

岩 手 県

目 次

序 章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 策定の経緯	1
3 計画の性格	1
4 計画の期間	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1 想定される地震の規模、被害の状況	4
2 第2期計画の実績（現状）と課題の検証	4
3 耐震化の目標等	5
(1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物	5
(2) 公共建築物	7
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	10
(1) 役割分担の考え方	10
(2) 県の施策の推進方針	10
2 県が取り組む具体的施策の方向	12
(1) 県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	12
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	12
(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	13
(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	14
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	15
(6) 大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進	16
第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針	18
1 指導等の基本的な考え方	18
2 対象建築物の区分	18
3 指導等の方針	19
(1) 耐震診断義務付け対象建築物への対応	19
(2) 重点的対応建築物への対応	20
(3) 一般対応建築物への対応	20
(4) それ以外の建築物への対応	20
4 建築基準法による勧告・命令の実施	20
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	21
1 市町村が定める耐震改修促進計画	21
2 関係団体による協議会等の設置	21
(1) 「岩手県耐震改修促進協議会」の設置	21
(2) 「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」の設置	21
【参考資料】	22
◎岩手県耐震改修促進計画策定会議及び幹事会の開催経過	22
◎岩手県耐震改修促進計画策定会議設置要綱	23
◎多数の者が利用する建築物	25
◎地域防災に関する地図	27
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	29
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抄)	36
◎建築基準法(抄)	43

序 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、全国各地で地震が発生しており、本県においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は、引き続き取り組むべき重要な課題です。継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づき、「第3期岩手県耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 策定の経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
この地震被害を受け、平成7年に耐震改修促進法が制定されましたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され、「都道府県耐震改修促進計画」の策定が規定されました。
- 本県においても、平成18年度から平成27年度までを計画期間とした「岩手県耐震改修促進計画（以下「第1期計画」という。）」を策定、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした「第2期岩手県耐震改修促進計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な規模で、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。
- 平成28年4月の熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、接合部等の規定が明確化された平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅にも倒壊等の被害事例が見られました。また、塀に被害が発生した平成30年6月の大阪府北部地震や、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、本県をはじめ全国各地で地震が発生しています。
- 建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組んでいくとともに、近年の災害被害を踏まえた課題に新たに取り組むこととし、令和2年度までの第2期計画を継承しながら、令和3年度から5年間の新たな計画を策定することとしたものです。

3 計画の性格

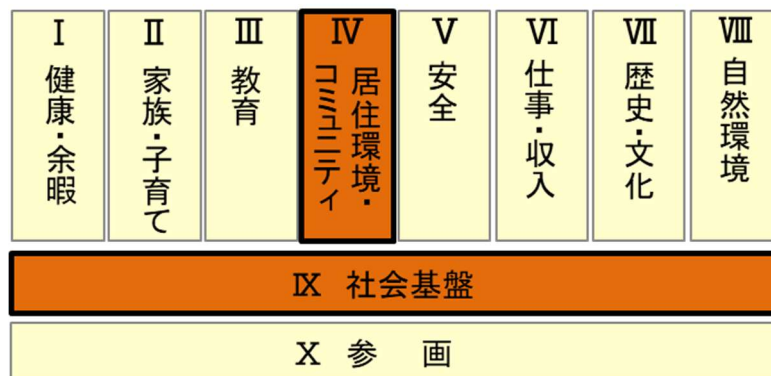
- 本計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づいて策定したものであり、本県の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- 本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県地域防災計画」及び「第2期岩手県国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「岩手県住宅マスタープラン」

など、関連する他の計画と整合・連携を図る計画として位置づけるものです。

【参考】いわて県民計画（2019～2028）の政策分野と関連する本計画の政策項目

■いわて県民計画（2019～2028）の政策分野

「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」と、これらの分野を下支えする共通的平台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10の政策分野を設定しています。

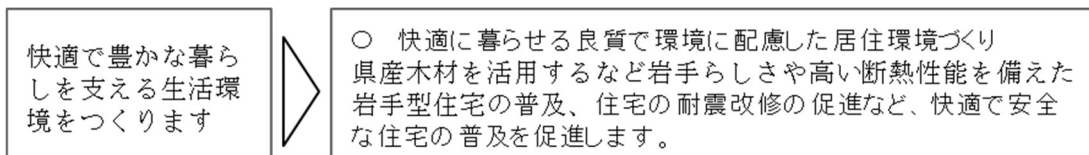


■岩手県耐震改修促進計画に関連する政策項目

【IV 居住環境・コミュニティ】

不便を感じないで日常生活を送ることができ、また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手

指標：【住宅の耐震化】

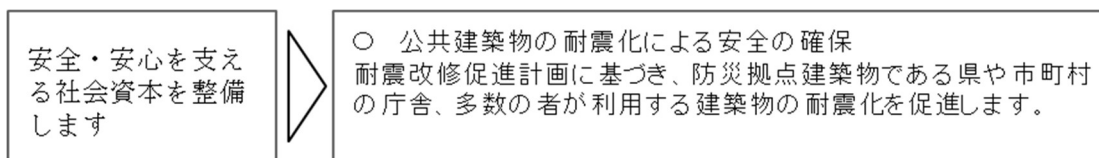


【IX 社会基盤】

防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手

指標：【防災拠点建築物（県・市町村庁舎）における耐震改修実施施設数】、

【県立学校の耐震化率】、【私立学校の耐震化率】、【病院の耐震化率】



4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※ 凡例・用語

岩手県耐震改修促進計画（以下、「計画」という。）における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については知事。（盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物については各市長。）
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物 (建築物の用途に応じて、階数3以上かつ1,000㎡以上等。25ページ参照)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物 (建築物の用途に応じて、階数3以上かつ5,000㎡以上等。25ページ参照)
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号または第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,846棟の家屋が全半壊の被害を受けています。
- 本県では沿岸を中心として13市町村が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策推進地域に指定されています。本県の地震被害想定調査等では、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震が発生した場合、震度5弱から震度6弱の強い揺れを想定しています。
- また、岩手県地域防災計画では、建物の全壊棟数は、最大で5,313棟（北上低地西縁断層群北部地震 マグニチュード7.4想定）と想定しています。

2 第2期計画の実績（現状）と課題の検証

(1) 住宅の耐震化

- 第2期計画の目標：耐震化率 73% ⇒ 令和2年度までに 85%
- 実績： (平成30年10月) 約 83.4%

課題

木造住宅耐震改修支援事業による耐震化に加え、所有者が独自に耐震改修を行ったものや、建替えや新築があったことから、耐震化率は概ね順調に推移しています。しかし、住宅所有者の高齢化や費用負担が大きいことなどもあり、補助事業の件数は年々減少しており、より一層普及啓発に取り組むとともに、効果的な耐震化の促進のための対策の検討を行う必要があります。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

- 第2期計画の目標：耐震化率 87% ⇒ 令和2年度までに 95%
(耐震性なし 330 棟)
- 実績：耐震性なし 262 棟（令和元年度末時点）

課題

民間建築物のうち、法的に耐震診断義務がない規模の建築物の耐震化については、建築物所有者の意思に左右され、また、耐震診断や改修に要する費用が負担となり、計画的な耐震化が進まないことが課題です。

建築物の用途や規模等（第3章2①～③）に応じて、民間建築物の所有者に対し、継続的に啓発や指導を行うなど、耐震化の促進のための取組を行う必要があります。

(3) 公共建築物*の耐震化

※ 特定既存耐震不適格建築物のうち、地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となるような施設で、以下の規模に該当するもの。

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上

用途等	平成18年度基準時 (計画策定時)	平成27年度末 (2期計画策定時)	令和元年度 実績	令和2年度 末目標
公共建築物	60.3%	94.1%	97.6%	
公営住宅	84.9%	100%	100%	100%
うち県営住宅	100%	100%	100%	100%
うち市町村営住宅	66.0%	100%	100%	100%
学校	55.5%	95.0%	99.1%	98%
うち県立学校	63.8%	98.2%	99.1%	100%
うち市町村立学校	52.8%	95.5%	99.7%	100%
うち私立学校	61.0%	77.3%	90.8%	80%
病院	40.0%	73.2%	75.8%	83%
うち県立病院	72.2%	100%	100%	100%
うち民間等病院	33.7%	68.8%	71.1%	80%
地方公共団体の庁舎	49.5%	80.0%	87.6%	90%
うち県有庁舎	31.8%	76.2%	85.7%	90%
うち警察庁舎	93.3%	100%	100%	100%
うち市町村有庁舎	45.8%	77.5%	85.9%	90%

課題

耐震改修費用や施設を利用しながら工事を行うことに対する負担等により、耐震化の目標を達成していない用途があり、引き続き、耐震化の必要性の啓発、補助制度の周知、指導など、耐震化の促進のための取組が必要です。

3 耐震化の目標等

(1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

①耐震化の現状

住宅（平成30年）……………総数約483,600戸のうち約403,100戸（約83.4%）が耐震性有りと推計されています。

耐震診断義務付け対象建築物…118棟のうち108棟（約91.5%）が耐震性有りとなっています。

②耐震化の目標(令和7年度)

住宅 ……………耐震化率を90%とすることを目標とします。

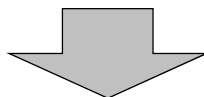
耐震診断義務付け対象建築物 …耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

③耐震診断の目標

住宅 ……………令和3年度から令和7年度までの間に、5,000戸の耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

用途等	現状				耐震化率
	総数 A	旧耐震基準 による建築物	耐震性有り C	新耐震基準 による建築物	
		B		D	
住宅 (平成30年10月1日現在)	483,600	144,000	63,500	339,600	83.4%
耐震診断義務付け対象建築物 (令和2年10月1日現在)	118	118	108	0	91.5%



用途等	令和7年度(目標)				耐震化率
	総数 F	旧耐震基準 による建築物	うち、耐震 性有り H	新耐震基準 による建築物	
		G		I	
住宅	476,000	96,000	47,000	380,000	90%
耐震診断義務付け対象建築物	耐震性が不十分な建築物を概ね解消				

※単位：戸(住宅)、棟(耐震診断義務付け対象建築物)

※耐震化率： $E = (C + D) / A$ 、 $J = (H + I) / F$

(2) 公共建築物

①耐震化の現状(令和元年度)

公営住宅 …………… 538棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。
このうち県営住宅については、240棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

学 校 …………… 1,478棟のうち1,464棟(99.1%)が耐震性有りとなっています。

このうち県立学校については、225棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

病 院 …………… 99棟のうち75棟(75.8%)が耐震性有りとなっています。

このうち県立病院については、16棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

地方公共団体の庁舎 …………… 121棟のうち106棟(87.6%)が耐震性有りとなっています。

このうち県有庁舎については、21棟のうち18棟(85.7%)が、また、警察庁舎については、15棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

②耐震化の目標(令和7年度)

公営住宅 …………… 耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

学 校 …………… 耐震化率を99.7%とすることを目標とします。

病 院 …………… 耐震化率を92.0%とすることを目標とします。

地方公共団体の庁舎 …………… 耐震化率を95.0%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(令和元年度)

公営住宅 …………… 旧耐震基準の163棟全ての耐震診断を実施しました。
このうち県営住宅については、旧耐震基準の95棟全ての耐震診断を実施しました。

学 校 …………… 旧耐震基準の598棟中593棟(99.2%)の耐震診断を実施しました。(参考：建替えや用途廃止予定1棟を除いた597棟中593棟(99.3%)の耐震診断を実施)

このうち県立学校については、旧耐震基準の114棟全ての耐震診断を実施しました。

病 院 …………… 旧耐震基準の41棟中27棟(65.9%)の耐震診断を実施しました。(参考：建替えや用途廃止予定13棟を除いた28棟中27棟(96.4%)の耐震診断を実施)

このうち県立病院については、旧耐震基準の3棟

全ての耐震診断を実施しました。

地方公共団体の庁舎……………旧耐震基準の64棟中63棟(98.4%)の耐震診断を実施しました。

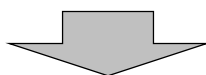
このうち県有庁舎については、旧耐震基準の17棟全てを、また、警察庁舎については、旧耐震基準の3棟全ての耐震診断を実施しました。

④耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、令和7年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等	令和元年度(現状)						
	総数 A	旧耐震基準による建築物 B	耐震診断済 C	診断率 C/B	耐震性有り D	新耐震基準による建築物 E	耐震化率 (推計値) F
公営住宅	538	163	163	100%	163	375	100%
うち県営	240	95	95	100%	95	145	100%
うち市町村営	298	68	68	100%	68	230	100%
学校	1478	598	593	99%	584	880	99.1%
うち県立	225	114	114	100%	112	111	99.1%
うち市町村立	1155	454	454	100%	451	701	99.7%
うち私立	98	30	25	83%	21	68	90.8%
病院	99	41	27	66%	17	58	75.8%
うち県立	16	3	3	100%	3	13	100%
うち民間等	83	38	24	64%	14	45	71.1%
地方公共団体の庁舎	121	64	63	98%	49	57	87.6%
うち県有	21	17	17	100%	14	4	85.7%
うち警察	15	3	3	100%	3	12	100%
うち市町村有	85	44	43	98%	32	41	85.9%



用途等	令和7年度(目標)				
	総数 G	旧耐震基準による建築物 H	うち、耐震性有り I	新耐震基準による建築物 J	耐震化率 K
公営住宅	538	157	157	381	100%
うち県営	240	95	95	145	100%
うち市町村営	298	62	62	236	100%
学校	1,476	591	587	885	99.7%
うち県立	225	112	112	113	100%
うち市町村立	1,153	450	450	703	100%
うち私立	98	29	24	69	94.9%
病院	85	25	19	60	92.0%
うち県立	16	3	3	13	100%
うち民間等	69	22	16	47	90.0%
地方公共団体の庁舎	119	59	53	60	95.0%
うち県有	21	17	15	4	90.0%
うち警察	15	3	3	12	100%
うち市町村有	83	39	35	44	95.0%

※単位：棟

※規模要件

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園	階数2以上かつ500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上

※耐震化率：

$$F = (D + E) / A \quad , \quad K = (I + J) / G$$

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が自己所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組が円滑に進むよう支援します。
- ・耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等が必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・県有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、県の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して県有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を実施するよう啓発等を行います。

③市町村の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等に耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・耐震診断・耐震改修の事業主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や所有者等の負担軽減に取り組みます。
- ・市町村所有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、市町村の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して所有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。

④建築関係団体の役割

- ・建築の専門的知識を有し、住宅・建築物の所有者等に直に接する機会が多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 県の施策の推進方針

上記の役割分担に留意して、県は、全県域を耐震対策や防災対策に特に重点的・緊急的に取り組むべき地域とし、以下の6つの基本方針で施策を推進します。

【方針1】

県有施設の耐震診断・改修の率先実施等

- ・率先して県有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。また、県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物については、耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

【方針2】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・ 県民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅や、耐震改修促進法で耐震診断実施が義務付けられた建築物の耐震化の促進など、市町村が行う民間建築物に対する支援等へ助成します。また、民間建築物の耐震性向上の取組が円滑に進むための支援を行います。

【方針3】

技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・ 耐震診断・耐震改修の技術水準向上のための環境を整備します。
- ・ 耐震診断においては、耐震診断士の技術的水準の維持・向上を行うための環境を整備します。
- ・ 耐震改修においては、建築物所有者が安心して工事を実施できるよう、情報提供や業者の育成に取り組みます。

【方針4】

耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・ 県、市町村に建築関係団体を含めた普及・啓発体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・ 住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるよう、環境を整備します。
- ・ 住民や所有者に対して、地域全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援を行います。

【方針5】

地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・ ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等を推進します。

【方針6】

大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

- ・ 大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物（耐震診断義務付け対象建築物）の所有者に対し、耐震診断の実施と耐震診断結果の報告を義務付け、県はその結果の公表を行い、耐震化の促進に取り組みます。

2 県が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針6】に基づき、次のような施策に取り組めます。

【方針1】

(1) 県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

① 県有施設の耐震診断・耐震改修

- ・ 県有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、県の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組めます。
- ・ 特に、学校、病院、庁舎など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、計画的な耐震診断や耐震改修を実施します。

② 県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

- ・ 私立学校、民間病院、市町村立の学校・病院等は、避難場所や防災活動の拠点となることが想定されることから、耐震診断や耐震改修を促進するための啓発・指導を行います。
- ・ あわせて、私立学校、民間病院については、耐震化の取組が円滑に進むよう、国の補助金や交付金等を活用しながら、所有者への支援を行うとともに、市町村立の学校・病院等については、国の助成制度等の情報提供を行います。

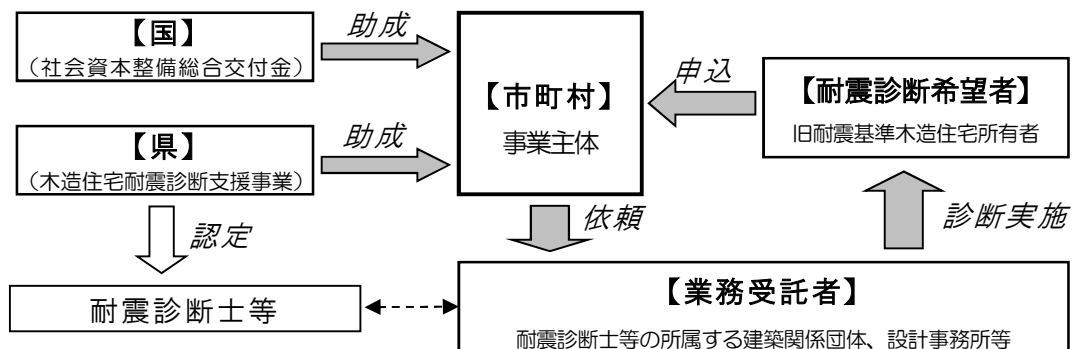
【方針2】

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

① 木造住宅耐震診断支援事業

- ・ 市町村が旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士等を派遣して耐震診断を行う場合に、要する経費の一部を県が助成します。

<イメージ>



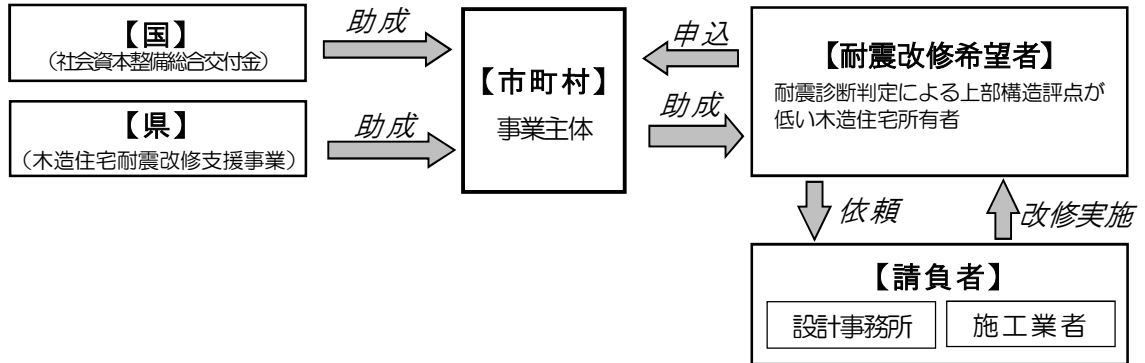
- ・ 住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があります。そのためには、住宅の耐震性の状況を所有者に理解していただくことが重要であり、所有者が耐震診断を行いやすい環境を維持するため、引き続き、木造耐震診断の支援を推進します。

<参考> 平成17年度から令和元年度までの実績：5,568戸

②木造住宅耐震改修支援事業の強化

- ・市町村が耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震補強設計や耐震改修工事への補助を行う場合に、要する経費の一部を県が助成します。

<イメージ>



- ・住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があることから、助成制度の活用の促進や市町村の取組の支援の強化、木造住宅耐震改修の支援に取り組みます。

<参考> 平成20年度から令和元年度までの実績：514戸

③リフォーム事業に併せた耐震改修の促進

- ・バリアフリー化や水廻りの設備更新、断熱改修等のリフォームを行う場合、併せて耐震化工事を行うよう住民へ啓発するとともに、支援のあり方について検討します。

④非木造、非住宅用途建築物の耐震化への支援

- ・市町村が行う、旧耐震基準の非木造や非住宅用途の建築物の耐震化への取組を支援します。
- ・特に、民間の耐震診断義務付け対象建築物を対象とした耐震化への取組が円滑に進むよう所有者への働きかけを行うほか、所有者に対し、耐震化に関する補助を行う市町村への支援を行います。
- ・また、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館の耐震改修について、当該建築物所有者に、耐震改修工事費借り入れを対象とした利子補給補助を行います。

⑤県内の耐震化促進体制の強化

- ・市町村への情報提供、制度づくりや計画策定への指導、支援及び誘導を行います。
- ・市町村連絡会議（研修会）を定期的で開催し、情報の共有化を図ります。

【方針3】

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①木造住宅耐震診断士認定制度の活用

木造住宅の耐震化の促進のため、平成17年度から「木造住宅耐震診断士認定制度」を実施してきました。

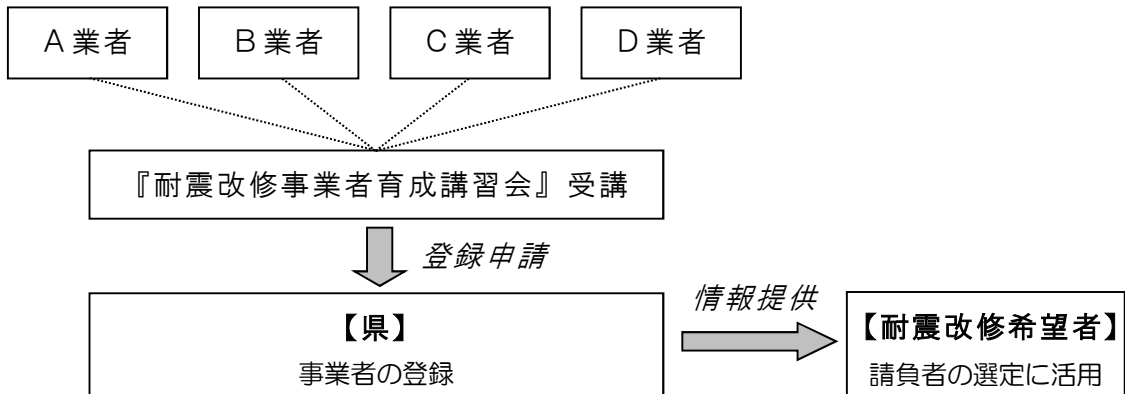
今後も数多くの木造住宅の耐震化が必要なため、各地域で不足が生じないように、木造住宅耐震診断士の育成に努めます。

<参考> 令和元年度時点の認定者数：923人

②耐震改修事業者の育成・情報提供

耐震改修の技術向上のための講習の実施などにより、耐震改修の技術を有する事業者（「いわて耐震改修事業者」）を育成するとともに、登録事業者の情報提供を行います。

<イメージ>



③技術普及講習会の開催

認定された耐震診断士やいわて耐震改修事業者の講習登録事業者の技術水準の維持・向上を図るため、耐震診断及び耐震改修の事例や最新の技術動向等を紹介する耐震診断・耐震改修技術講習会を開催します。

④耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

耐震診断や耐震改修の相談窓口及び総合情報提供窓口を広域振興局、市町村、建築関係団体において常設化します。

また、窓口で提供する情報はホームページを活用して提供します。

⑤いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度の活用

良質な住宅ストックの形成及び高齢者等にやさしい住まいを確保するため、住宅等の新築やリフォームを行おうとする者に助言や情報提供を行う技術者を養成する制度により、関連する施策と連携してリフォームと耐震改修の的確なアドバイスができる技術者の育成を図ります。

【方針4】

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

・ 県、市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及・啓発を行います(第4章再掲)。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

・ 耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを作成し、全戸配布を行うなど、住民、所有者及び利用者に対し、効果的に普及・啓発を進めます。

・ 地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。

・ 専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識付けを行います。

・ 住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による県全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)を活用して、

住民へ周知を図るとともに、市町村への情報提供を行います。また、市町村に対しては、市町村ごとの「地震防災マップ」の作成に努めるよう促します。

③住民に向けた耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について、住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民に情報提供を行います。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、住民主体の「防災まちづくり」の機運の醸成を図ります。

【方針5】

(5) **地震時の建築物の総合的な安全対策の推進**

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に倒壊しないだけでなく、非常時においても使用できることが求められることから、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市町村の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路や避難道路に面する、災害時に倒壊のおそれがあり、一定の高さを超える既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修を実施するよう文書による指導を行い、耐震化を促進します。

③ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれや、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、安全対策を促進します。

- ・人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、県と市町村が協力して巡回するなど、危険箇所の把握を進めます。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるよう促します。

④窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震等により窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等が落下すると、死傷者が出るおそれや、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、安全対策を促進します。

- ・窓ガラス落下の危険性のある建築物、天井崩落の危険性のある建築物、外壁等の落下のおそれがある建築物については、改修の指導に努めてきたところですが、今後とも、定期的に状況をフォローアップし、改修指導を継続して行います。
- ・令和元年房総半島台風では、緊結状況が十分でない瓦屋根等の屋根葺き材の多くに被害が発生しました。瓦屋根の強風時の安全対策は地震時にも有効であることから、所有者に対し、大規模修繕を行う際等に併せて屋根葺き材の

状況確認や安全確認を行うよう啓発します。

⑤地震時のエレベーター等の安全対策の推進

地震によりエレベーターが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事案が発生しています。また、エスカレーターや配管等設備の落下、給湯設備の転倒等も発生していることから、これらの設備の安全対策を促進します。

なお、通常使用時におけるエレベーター事故も発生していることから、メンテナンスを適切に行うよう、指導の徹底に努めます。

- ・既存エレベーターの防災対策改修、既存エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策を推進するため、普及啓発等を行います。
- ・エレベーターの点検に当たっては、検査担当者が、所有者等が把握している不具合情報を確認して行うことを徹底するなど、所有者と検査担当者が互いに協力しながら、的確な点検が行われるよう指導します。

⑥平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅の耐震化の普及啓発

平成28年4月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の建築物に加え、建築基準法の構造規定に接合部の仕様が明確化された平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅についても、倒壊等の被害が見られました。これを受けて国が作成した、所有者やリフォーム業者など耐震診断の専門家でなくとも活用できる「新耐震木造住宅検証法」について、所有者や設計者等に周知を行うなど、耐震化の普及啓発に取り組みます。

【方針6】

(6) 大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、次表に掲げる建築物については、第2期計画から引き続き、本計画においても要安全確認計画記載建築物として指定します。

また、指定した建築物の耐震診断結果を随時公表し、当該建築物の耐震化を促進します。

表

建築物の名称	位置
岩手県庁舎	盛岡市内丸10-1
盛岡地区合同庁舎（本館）	盛岡市内丸11-1
一関地区合同庁舎千厩分庁舎（旧館）	一関市千厩町千厩字北方85-2
遠野地区合同庁舎	遠野市六日町1-22
岩泉地区合同庁舎	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）	大船渡市盛町字宇津野沢15
釜石市役所第1庁舎	釜石市只越町3-9-13

葛巻町役場庁舎	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1-1
岩手町役場庁舎	岩手郡岩手町大字五日市10-44
西和賀町役場 湯田庁舎	和賀郡西和賀町川尻40地割40-71
山田町役場庁舎（増築を除く）	下閉伊郡山田町八幡町3-20
田野畑村役場庁舎	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
一戸町役場庁舎	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9
宮古地区広域行政組合消防本部庁舎	宮古市五月町2-1

第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震改修促進法において、所管行政庁は、既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、当該建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。また、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物を含む）及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対しては、さらに必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨を公表できるとされています。

加えて、平成25年の法律の一部改正により、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられたところです。所管行政庁は、報告のあった診断結果を取りまとめ、公表するとともに、報告のない建築物の所有者に対しては命令を行い、その旨を公表することとされています。

建築基準法では、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁が認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令することができるとされています。

1 指導等の基本的な考え方

耐震改修等が必要となる可能性がある建築物は、基本的には旧耐震基準により建築された物件ですが、既存耐震不適格建築物の規模・用途等を踏まえ、耐震化の緊急性が高い順に分類し、その区分ごとに指導等を行います。

なお、指導等に当たっては、広域振興局が中心的な役割を果たしていくこととします。

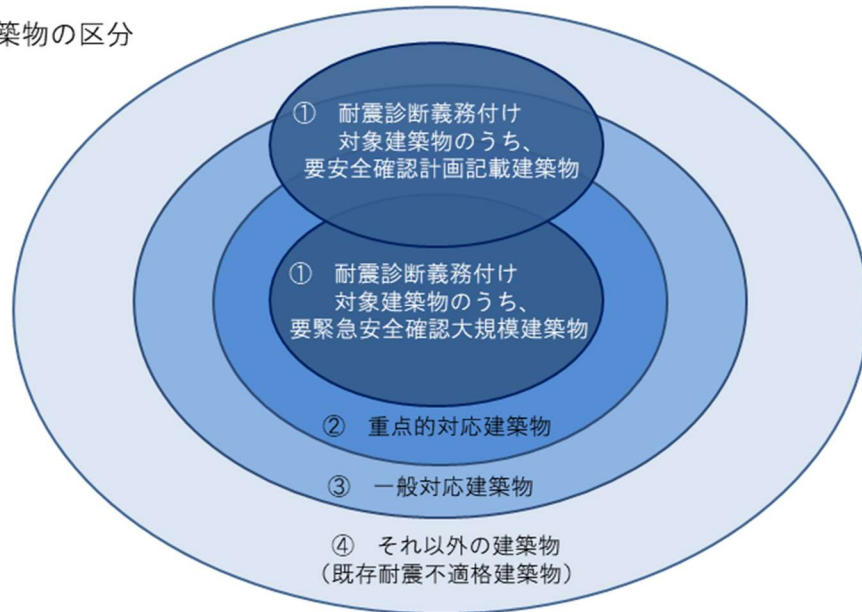
また、所管行政庁との密接な連携を図ることとします。

2 対象建築物の区分

指導等の基本的な考え方を踏まえ、以下の4区分に分類し、指導等を行います。

- ①耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）
- ②重点的対応建築物（特定既存耐震不適格建築物等のうち、耐震改修促進法による指示の対象となりうる規模のもの（建築物の用途により2,000㎡以上等のもの。24ページ参照）、①を除く）
- ③一般対応建築物（特定既存耐震不適格建築物等のうち、①、②以外のもの）
- ④それ以外の建築物（既存耐震不適格建築物で、①、②、③以外のもの）

指導対象建築物の区分



3 指導等の方針

(1) 耐震診断義務付け対象建築物への対応

① 指導の実施

耐震診断義務付け対象建築物のうち、耐震性が不足又は不明な建築物の所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を行うよう積極的に指導します。

具体的には、文書指導や現地指導を、以下を目安として取り組みます。

- ・文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年9月、3月に建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。
- ・現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、年1回以上は現地指導を行います。

② 命令及び公表の実施

期限までに耐震診断結果の報告がない場合には、利用状況や改修計画等を確認した上で、耐震診断を実施し、その結果の報告を指導します。

指導を行ってもなお、診断結果の報告がない場合には、耐震改修促進法第8条の規定に基づき命令を行い、その旨を公表します。

③ 耐震診断結果の公表の実施

報告のあった耐震診断結果は法律に基づき公表を行い、公表した内容は定期的に更新します。

このため、耐震改修等を行うなどして耐震性が向上するなどして、既に報告している耐震診断結果の内容に変更が生じた場合には改めて報告するよう、所有者・管理者に周知します。

④ 指示及び公表の実施

現地指導等を行っても耐震改修が具体化されない建築物のうち、耐震改修の適確な確保のため必要な場合には、指示を行います。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表します。

(2) 重点的対応建築物への対応

① 指導の実施

重点的対応建築物のうち、耐震性が不足又は不明な建築物の所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を行うよう文書により指導するほか、現地調査において所有者・管理者に重ねて指導します。

なお、文書指導や現地指導については、以下を目安として取り組みます。

- ・文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年9月、3月に建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。
- ・現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、2年に1回以上は現地指導を行います。

② 指示及び公表の実施

現地指導を行っても耐震診断や耐震改修が具体化されない建築物のうち、耐震性の確保が必要な場合には、指示を行います。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表するなどの措置を行います。

(3) 一般対応建築物への対応

重点的対応建築物以外の建築物についても、耐震診断や耐震改修の必要性は高いため、文書による指導を継続的に行います。

(4) それ以外の建築物への対応

必要に応じ、所有者に対し指導を行います。

4 建築基準法による勧告・命令の実施

指示に従わないため公表をしたにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第10条の規定により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなど、勧告・命令を行います。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

耐震改修促進法において、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」と規定されていますが、本県における市町村耐震改修促進計画の策定は、令和元年度末で26市町村に留まっています。本県の地震発生の切迫性、耐震対策の状況から見れば、県内全市町村において当計画を策定する必要性は高いことから、未策定の市町村に対し、早期に計画を策定するよう、働きかけを行います。

また、市町村耐震改修促進計画の策定や改訂に必要なノウハウ、留意点、情報等について、市町村に説明の機会を設けるほか、指導等を行います。

2 関係団体による協議会等の設置

耐震改修促進計画は、県だけではなく、それぞれの関係者が協力しながら推進する必要があるため、関係者からなる計画推進のための協議会等を設置します。

(1) 「岩手県耐震改修促進協議会」の設置

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会を設置し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

(2) 「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」の設置

県及び盛岡市からなる計画のフォローアップのための委員会を設置し、主として公共建築物の耐震化について計画の進捗管理等を行い、計画の着実な推進を図ります。

なお、委員会の構成は、基本的に岩手県耐震改修促進計画策定会議の幹事会と同様とすることとします。

【参考資料】

◎岩手県耐震改修促進計画策定会議及び幹事会の開催経過

期 日	会議名	内 容
令和2年9月17日	第1回策定会議	関係各課への依頼等
9月16日	第1回幹事会	骨子案の提示、意見交換
11月13日	第2回幹事会	施策・目標値の調整
12月10日	第2回策定会議	計画案のとりまとめ

※ パブリック・コメント 令和2年12月28日～令和3年1月27日

◎岩手県耐震改修促進計画策定会議設置要綱

(目的)

第1 本県における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の策定を目的として、岩手県耐震改修促進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 策定会議の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県耐震改修促進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に附帯する事項に関すること。

(組織)

第3 策定会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、県土整備部道路都市担当技監をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

(座長)

第4 座長は、策定会議を総括し、会議の議長となる。

- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した職員がその職務を代理する。

(会議)

第5 策定会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 策定会議は、その所掌業務を遂行するために必要があるときは、関係者に対して資料の提出、会議の出席、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第6 策定会議の円滑な運営を図るため、委員の所属の実務担当者による幹事会を置く。

- 2 幹事長は、県土整備部建築住宅課建築指導担当課長をもって充てる。
- 3 幹事は、委員が指名する。

(事務局)

第7 策定会議の事務局は、県土整備部建築住宅課に置く。

(補則)

第8 この要綱において定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

別表（第3関係）

座長	県土整備部道路都市担当技監
委員	政策企画部政策企画課政策課長
委員	総務部管財課総括課長
委員	総務部総合防災室防災危機管理担当課長
委員	ふるさと振興部学事振興課私学振興担当課長
委員	保健福祉部医療政策室地域医療推進課長
委員	商工労働観光部経営支援課中小企業振興担当課長
委員	商工労働観光部観光・プロモーション室国内観光担当課長
委員	県土整備部県土整備企画室企画課長
委員	県土整備部建築住宅課総括課長
委員	医療局経営管理課総括課長
委員	教育委員会事務局教育企画室学校施設課長
委員	警察本部警務部会計課長
委員	盛岡市都市整備部長

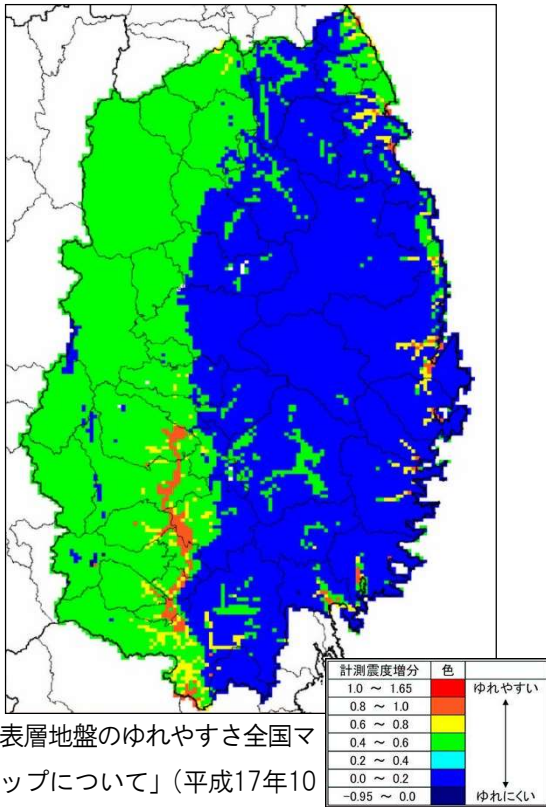
◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け対象建築物)
学校 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。 階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合 は6m超)	左に同じ	(要安全確認計画記載建築物)

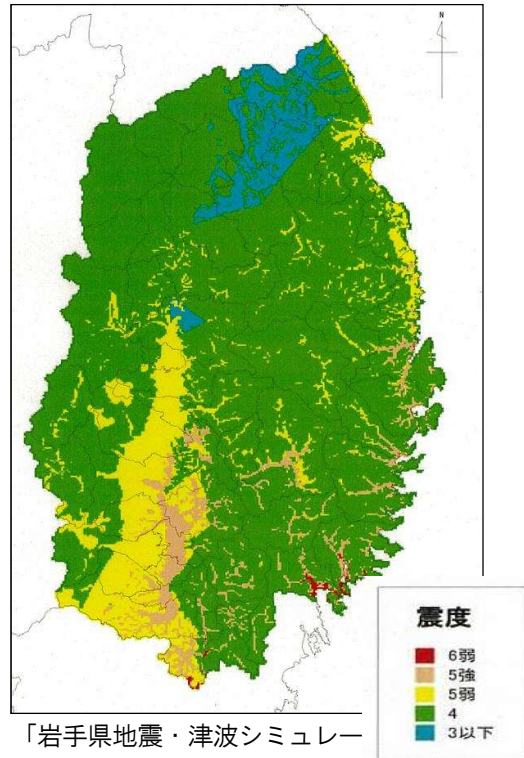
◎地域防災に関する地図

表層地盤のゆれやすさマップ



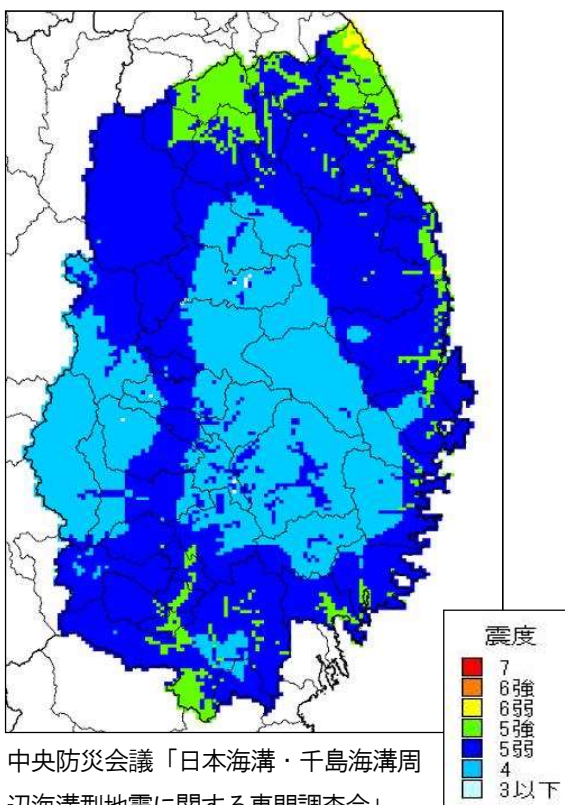
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



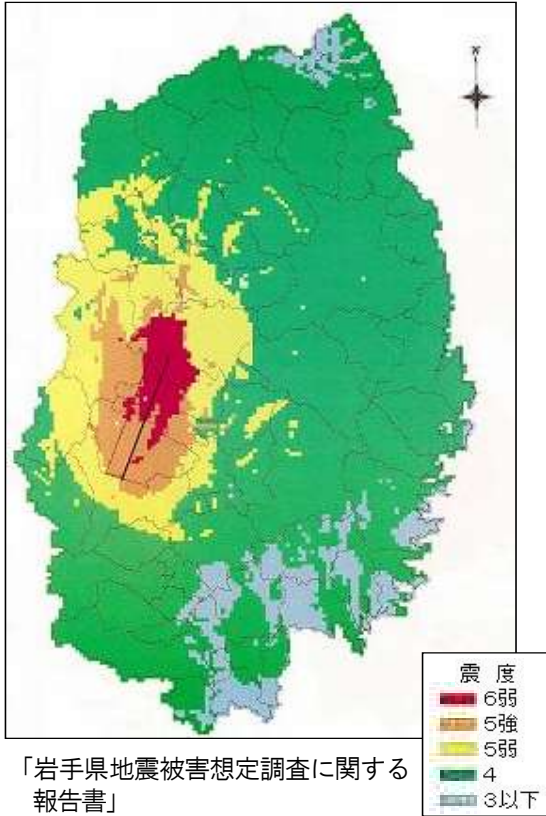
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」
(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)



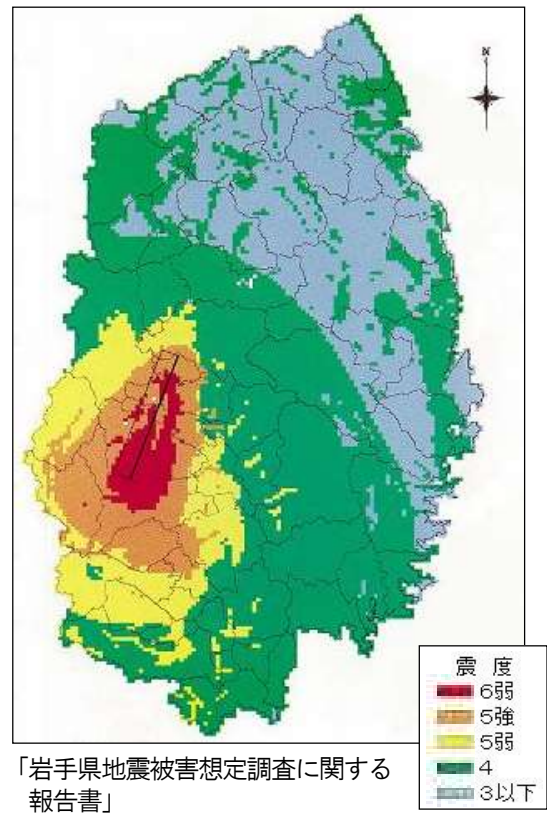
中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯北部地震(南側から破壊))



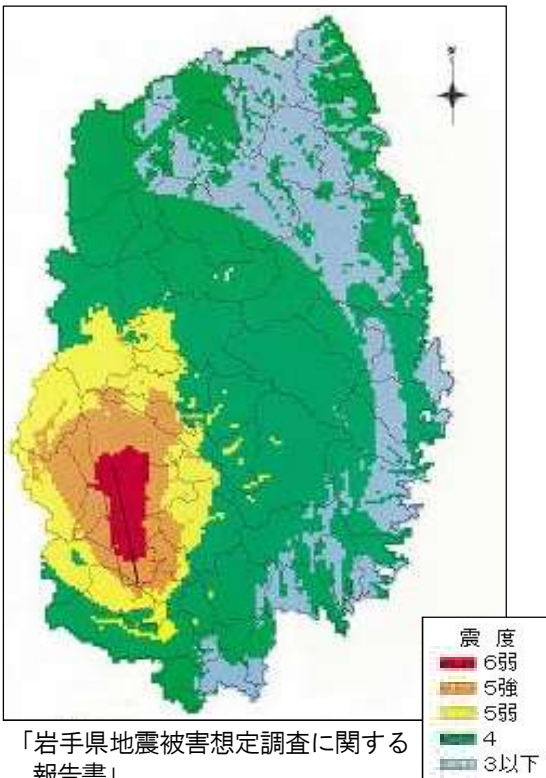
「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯北部地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯南部地震)



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

平成7年10月27日法律第123号

改正 平成8年3月31日法律第21号
平成9年3月31日法律第26号
平成11年12月22日法律第160号
平成17年7月6日法律第82号
平成17年11月7日法律第120号
平成18年6月2日法律第50号
平成25年5月29日法律第20号
平成26年6月4日法律第54号
平成30年6月27日法律第67号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第二百一号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県耐震改修促進計画)
- 第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を

活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第10条 都道府県は、第7条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第7条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第5条第3項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又は

その職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第2条 第29条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成27年12月31日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第14条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第2条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第4条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第5条 建築基準法（昭和25年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第一号中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改める。

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

平成7年12月22日政令第429号

改正 平成8年3月31日政令第87号
平成9年8月29日政令第274号
平成11年1月13日政令第5号
平成11年10月1日政令第312号
平成11年11月10日政令第352号
平成16年6月23日政令第210号
平成18年1月25日政令第8号
平成25年10月9日政令第294号
平成26年12月24日政令第412号
平成27年1月21日政令第11号
平成27年12月16日政令第421号
平成28年2月17日政令第43号
平成29年3月23日政令第40号
平成30年11月30日政令第323号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第二百一号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第六十七号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第2条第1項第四号に規定する延べ面積をいう。）が10,000平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第5条第3項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和59年法律第八十六号）第2条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和39年法律第七十号）第2条第1項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和29年法律第五十一号）第2条第11項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第四百四十九号）第2条第3項

に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和32年法律第七十七号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和33年法律第七十九号）第2条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和47年法律第八十八号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和61年法律第九十二号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正10年法律第七十六号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和26年法律第八十三号）第3条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和34年法律第三百三十六号）第2条第8項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和25年法律第二百十八号）第2条第5項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和31年法律第八十号）第2条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和25年法律第三百二十二号）第2条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和33年法律第八十四号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和36年法律第二百二十三号）第2条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第3条 法第5条第3項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあっては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第137条の2第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが25メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 第14条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供

するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計1,000平方メートル

三 学校（幼稚園及び小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル

四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和23年法律第百八十六号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第三百六号）別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第三百三三号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名

の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2,000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第二号に掲げる建築物

2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計2,000平方メートル

- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計1,500平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートルのもの

3 前項第一号から第三号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第8条第1項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数3及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ハ 第8条第1項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ニ 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500平方メートル
 - ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル
 - ヘ 第8条第1項第十九号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、

同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。
(郵政民営化法施行令の一部改正)
- 2 郵政民営化法施行令（平成17年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。第4条第1項第十七号中「第20条第2項」を「第35条第2項」に改める。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

- 第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

お問い合わせ先 **岩手県県土整備部建築住宅課**

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL: 019-629-5936

FAX: 019-651-4160